

## 1. 事前確認

### 輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について ⑤

#### 輸入注意事項56第1号 (56.1.9)

- 改正①輸入注意事項57第10号 (57.11.29) ②輸入注意事項60第17号 (60.6.15)  
③輸入注意事項7第14号 (7.3.31) ④輸入注意事項12第120号 (12.12.26)  
⑤輸入注意事項17第42号 (17.7.25)

昭和55年11月28日付け通商産業省告示第539号 (輸入公表の一部を改正する告示) により輸入公表三の6及び7までに掲げる貨物の輸入については、それぞれの貨物の区分に依り、それぞれに定める経済産業大臣等の確認を受けた場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第三号の規定による輸入の承認は要しないこととなり、当該貨物を輸入する場合には当該確認書により行うこととなりました。このため、確認申請書の様式等の一部が昭和56年1月15日から改正されますが、当該確認申請書の取扱い及び記載要領等については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定める場合のほか下記によることとします。③④⑤

記

#### 1 様式の改正に伴う経過措置 ③

新様式の確認申請書は、昭和56年1月15日から適用するが、昭和56年3月31日までは旧様式の確認申請書についても従来どおり使用して差し支えないものとする。

#### 2 税関における取扱い

一通の確認書により分割して輸入する場合は、その都度税関において当該確認書の裏面の通関欄に裏書を受けるとし、確認書が使用済となった場合は税関において回収するものとする。

#### 3 確認申請書の記載要領等 ①②④

(1) ※のある欄は記入しないこと。

(2) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者 (代表権を委任されたものを含む。) に限ることとする。

(3) 「金額」欄には、米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かつて書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の通貨との換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号 (決済通貨等の取扱いについて) により、貿易経済協力局長が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認申請書に適用するものとする。

- (4) 「関税率表の番号等」欄には、確認を受けて輸入しようとする貨物の品目に該当する関税率表（関稅定率法（明治43年法律第54号）の別表の関税率表）の番号欄に掲げる4桁の号数及び当該品目がさらに枝番によって細分類されている場合には、その細分を記載すること。
- (5) 「商品名」欄には、輸入しようとする貨物の名称を具体的に記載すること。
- (6) 申請数量に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。
- (7) 「原産地」の欄には、当該貨物の原産地の国名又は地域名（例えば「香港」「台湾」）を記載し、「船積地域及び船積港」の欄には、原産地の国名又は地域名に準じて船積地域名及び船積港名を記載すること。
- (8) 確認申請書の各欄に記載しきれない場合は、別紙に記載して確認申請書に貼付すること。
- (9) その他の記載事項については、それぞれの貨物の確認に関する注意事項に定めるところによる。
- (10) 確認申請書の記載内容を証明する書類等の提出を求めるところがある。
  - (1) 確認申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。